

議案第16号

和光市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

和光市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例（平成24年条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(ペット霊園の設置場所の基準)</p> <p>第13条 ペット霊園の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。<u>ただし、第12条の規定により区域又は施設の変更を許可する場合（火葬場の施設に係る変更を許可する場合を除く。）又は公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がない場合で、市長が認めるときは、第1号及び第2号の規定は適用しない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(適用除外)</u></p> <p>第33条 第6条から第9条までの規定は、次に掲げる場合（火葬場の新設又は増設をしようとする場合を除く。）には適用しない。</p> <p>(1) <u>和光市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成18年条例第14号）第17条第1項各号の場合に該当する墓地等の変更において、当該墓地等の変更と同時にペット霊園を設置し、又は区域若しくは施設を変更しようとする場合</u></p> <p>(2) <u>宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条に規定する境内地に納骨堂を設置（既存の納骨堂と同規模の納骨堂を増築するものを含む。）しようとする場合</u></p> <p>(3) <u>既存のペット霊園を引き継いで経営する場合</u></p> <p>第34条・第35条 (略)</p>	<p>(ペット霊園の設置場所の基準)</p> <p>第13条 ペット霊園の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第33条・第34条 (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

ペット霊園等の設置許可に関する手続の適正化を図るため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。